

令和6年2月26日  
国 税 庁

「酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成9年国税庁告示第5号）」の一部を改正する告示案等に対する意見募集の結果について

「酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成9年国税庁告示第5号）」の一部を改正する告示案等につきましては、令和5年11月30日（木）から令和6年1月12日（金）までホームページ等を通じて意見募集を行ったところ、「酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成9年国税庁告示第5号）」の一部を改正する告示案等に関する御意見はございませんでしたので御報告いたします。